

第8回倉敷権利擁護支援フォーラム

「誰のためのケア・何のためのケア」 ー専門職と法・倫理ー

主催

社会福祉法人
倉敷市社会福祉協議会

共催

倉敷高齢者・障がい者
権利擁護ネットワーク懇談会

後援

倉敷市
社会福祉法人岡山県社会福祉協議会
岡山弁護士会
岡山県司法書士会
岡山県行政書士会
岡山県社会福祉士会
岡山県医療ソーシャルワーカー協会
倉敷市身体障害者福祉協会連合会
倉敷市手をつなぐ育成会
倉敷市精神障がい者家族会連合会
倉敷市中心身障がい施設連絡協議会

日時 **2016年9月17日** (土)
13:00 ~ 16:30

場所 **ライフパーク倉敷**
大ホール

【目次】

□講演	1
【講師】	
●京都大学 法学系 教授 服部 高宏 氏	2
□パネルディスカッション	12
【コーディネーター】	
●新見公立短期大学 講師 佐藤 伸隆 氏	13
【パネリスト】	
●あおば中央法律事務所 弁護士 濱田 弘 氏	14
●ぶどうの家 代表 津田 由起子 氏	18
●倉敷市福祉援護課 主幹 本城 匡 氏	28

【日程表】 平成28年9月17日（土）

13:00	お知らせ「あいサポート運動について」
13:10	開会 あいさつ
13:15	基調講演 「ケアと正義—専門職と法・倫理—」 ☆講師 ○京都大学 法学系 教授 服部 高宏 氏
14:25	休憩
14:35	パネルディスカッション 「法とケアの協働をめざして」 ☆コーディネーター ○新見公立短期大学 講師 佐藤 伸隆 氏 ☆パネリスト ○あおば中央法律事務所 弁護士 濱田 弘 氏 ○ぶどうの家 代表 津田 由起子 氏 ○倉敷市福祉援護課 主幹 本城 匡 氏 ☆オブザーバー ○京都大学 法学系 教授 服部 高宏 氏
16:30	閉会 あいさつ



基調講演



「ケアと正義－専門職と法・倫理－」

京都大学 法学系

教授 **服部 高宏** 氏

京都大学 法学系

教授 服部高宏氏

◆プロフィール

- 1961年7月 三重県四日市市に生まれる
- 1984年3月 京都大学法学部卒業
- 1986年3月 京都大学大学院法学研究科修士課程修了
- 1988年3月 京都大学大学院法学研究科博士後期課程中退
- 1988年4月 京都大学法学部助手
- 1989年4月 國學院大學法学部専任講師〔法哲学担当〕
- 1992年4月 國學院大学法学部助教授
- 1994年4月 岡山大学法学部助教授
- 1994年5月 在ドイツ日本国大使館に外務省専門調査員として出張（1996年3月まで）
- 1999年9月 岡山大学法学部教授〔法哲学担当〕
- 2003年4月 京都大学大学院法学研究科教授〔ドイツ法担当〕
- 2014年10月 京都大学国際高等教育院教授に配置替え（法学研究科併任）
- 2016年4月 京都大学法学系（国際高等教育院）教授（大学の組織替えによる職名変更）
- 2016年10月 京都大学法学系（大学院法学研究科）教授〔予定〕

◆主要研究業績

■著書（共著）

- 共著：服部高宏（研究代表者）『法と倫理のコラボレーション——活気ある社会への規範形成——〔高等研報告書301〕』（国際高等研究所）、2012年
- 共著：平野仁彦＝亀本洋＝服部高宏『法哲学（有斐閣アルマ）』有斐閣、2002年

■論文

- 服部高宏「連邦法律に対する州の離反立法（1）——ドイツ連邦制改革による大綱的立法の廃止とその帰結——」『法学論叢』178巻4号、1～19頁、2016年
- 服部高宏「ドイツにおける患者の権利の定め方」『法学論叢』172巻4・5・6号、255～290頁、2013年
- 服部高宏「「補完性原理」についての覚書き——ドイツにおける議論をふまえて——」平野仁彦＝亀本洋＝川濱昇編『現代法の変容』（有斐閣）、241～261頁、2012年
- 服部高宏「ケア・制度・専門職」『法の理論30』、119～140頁、2011年
- 服部高宏「ドイツにおける政権交代と憲法」『憲法問題』22号、33～44頁、2011年
- 服部高宏「ドイツ連邦制改革」『ドイツ研究』42号、107～118頁、2008年
- 服部高宏「ドイツにおける『二院制』」『比較憲法学研究』第18・19号合併号、55～83頁、2007年
- 服部高宏「連邦と州の立法権限の再編——ドイツの連邦制改革の一側面——」初宿正典＝服部高宏他編『現代社会における国家と法 阿部照哉先生喜寿記念論文集』（成文堂）453～473頁、2007年
- 服部高宏「連邦法律の制定と州の関与——ドイツ連邦制改革後の同意法律——」『法学論叢』160巻3・4号、134～168頁、2007年
- 服部高宏「看護専門職とアドボカシー——アドボカシーの諸相と看護の可能性——」『臨牀看護』32巻14号、2050～2055頁、2006年

- 服部高宏「法治国家原理の展開」日本法哲学会編『現代日本社会における法の支配——理念・現実・展望——（法哲学年報2005）』71～81頁、2006年
- 服部高宏「法と福祉の地域的ネットワークの可能性と意義」岡山リーガル・ネットワーク研究会編『地域社会とリーガル・ネットワーク』（商事法務）69～80頁、2006年
- 服部高宏「ドイツ」大森政輔＝鎌田薫編『立法学講義』（商事法務）448～461頁、2006年（2011年増補版）
- 服部高宏「Pflegeの専門職化——ケアの制度構築の一側面——」『法学論叢』156巻5・6号、282～303頁、2005年
- 服部高宏「福祉国家の正義論」平井亮輔『正義』（嵯峨野書院）43～62頁、2004年
- 服部高宏「ケアの専門職と法・倫理——Pflegeberufeの理念・倫理・制度をめぐる——」田中成明編『現代法の展望—自己決定の諸相』（有斐閣）177～211頁、2004年
- 服部高宏「介護／看護（Pflege）の概念と専門職——老人介護法に関する連邦憲法裁判所判決を手がかりに——」『自由と正義の法理念 三島淑臣教授古稀祝賀』（成文堂）293～313頁、2003年
- 服部高宏「社会福祉における法・正義の可能性と課題——法哲学の視点から——」『月刊福祉』2001年11月号、81～83頁、2001年
- 服部高宏「法システムと『思い遣りの倫理』——看護倫理をめぐる論議を手がかりに——」（三島淑臣他編『人間の尊厳と現代法理論 ホセ・ヨンパルト教授古稀祝賀論文集』（成文堂）587～607頁、2000年
- 服部高宏「『自律』概念とパターンリズム——ジェラルド・ドゥオーキンの見解を手がかりに——」『岡山大学法学会雑誌』49巻3・4号、345～389頁、2000年

■その他

- 〔講演録〕服部高宏「講演録 統治のあり方と補完性原理——ドイツの経験から」『東北学院大学法学政治学研究所紀要』22号、1～30頁、2014年
- 〔雑誌記事連載〕服部高宏「現代の法思想を支える碩学たち（第1回～第24回）」（『法学教室』367号～390号、有斐閣、2011年4月～2013年3月）
- 〔講演録〕服部高宏「ケア・正義の対比から何が見えるか——ケアの制度構築に向けて——」特定非営利活動法人PACガーディアンズ『自己決定／後見支援研究会報告書 障害のある人の生涯を支え合う社会づくりのために』（2009年）75頁～97頁
- 〔書評〕服部高宏「書評：北場勉著『戦後「措置制度」の成立と変容』」『社会福祉研究』95号、125頁、2006年

◆本務校以外での主な活動

- ・日本法哲学会理事（平成11年11月より）
- ・日独法学会理事（平成18年11月より）
- ・京都弁護士会綱紀委員会委員（平成17年4月より平成28年3月まで）
- ・（財）国際高等研究所企画委員会委員（平成19年4月より平成23年3月まで）
- ・裁判所書記官等試験委員会臨時委員・家庭裁判所調査官試験委員会臨時委員（平成19年度～平成26年度）

◆本務校以外での教育実績（非常勤講師）

青山学院大学法学部・同大学院法学研究科〔法哲学〕（1993年度）、大阪学院大学法学部〔法哲学・法思想史〕（1999年度）、滋賀大学経済学部〔社会システムと法〕（1999年度）、立命館大学法学部〔法哲学〕（2003年度）、岡山大学法科大学院〔法哲学〕（2004～2006、2009年度）、東北学院大学法学部〔ドイツ法〕（2006～2016年度（隔年））、関西学院大学法科大学院〔法哲学・生命倫理と法〕（2010～2016年度）、京都産業大学法学部〔ドイツ法Ⅰ・Ⅱ〕（2013～2015年度）、同志社大学法学部〔ドイツ法〕（2016年度）

◆趣味

- ・古書店でお値打ちの文庫本等を探すこと。
- ・近年は、年に何度か宝塚歌劇の観劇（妻と）。
- ・最近是我慢しているが、大学キャンパス内の自転車整理。

第8回倉敷権利擁護支援フォーラム
誰のためのケア・何のためのケア
—専門職と法・倫理—
2016年9月17日(土)
於：ライフパーク倉敷 大ホール



ケアと正義 —専門職と法・倫理—

京都大学法学系教授
服部 高宏

1-1-1 自己紹介

- ・ プロフィール：
 - 三重県四日市市生まれ。京都大学法学部卒、同大学院法学研究科博士後期課程中退。
 - 國學院大学法学部、岡山大学法学部（在職中に在ドイツ日本国大使館にて専門調査員）を経て、2003年から京都大学（現在は京都大学法学系教授）。
- ・ 専門分野：
 - ドイツ法 & 法哲学
- ・ 問題関心：
 - ドイツの統治機構論
 - 連邦制、二院制、議会・立法制度等
 - ケアの法制度化
 - 生命倫理問題に対する法的規制の在り方
 - 法と道徳の相互関係・協働関係

1-1-2 自己紹介—研究・教育—

- ・ 岡山まで
 - 法の射程研究、パターナリズムに関する共同研究
- ・ 岡山での出会い・経験、そしてケアへ
 - 岡山大学での、社会人学生を含む大学院生らと研究
新たな問題領域との遭遇
 - ・ 看護、社会福祉
 - 「法によるケアの支援」というテーマへの関心
 - ・ 法と正義、法・正義とケアの関係
 - ・ ケアの制度化、ケアの専門職をめぐる諸問題
 - 共同研究・委託研究
 - ・ 科学研究費補助金「地域的リーガルネットワーク構築
に関する総合的研究」（研究代表：中村誠 岡大教授）
 - ・ 社会福祉・医療事業団委託調査「福祉専門職が直面する
規範葛藤の諸次元に関する調査研究」（服部高宏）

日本法哲学学会大会 2016年11月13日(日) 於：立教大学
統一テーマ「ケアの法 ケアからの法」大会委員長
<http://www.houtetsugaku.org/congress/>

1-2 今日お話したいこと

- ・ 今日お話したいこと
 - 法の特性の一つとしての正義、およびその内容・特徴について説明する。
 - 法/正義の限界、法/正義に基づく思考が苦手とするものについて考える。
 - 「ケアの倫理」の特徴を正義との対比で説明する。
 - 逆に、ケアの倫理の問題点と、ケアの制度化をめぐる諸問題を指摘する。
 - ケアの制度設計のあり方について検討し、福祉サービス利用について日本が選んだ仕組みを考える。
 - 新しい体制の下での、権利擁護、専門職の役割、専門職倫理の意義、地域福祉の重要性について検討する。
 - 自尊心をできる限り傷つけない仕方でのケア提供を可能にするケアの制度構築を目指す。



2-1 法と正義

- ・ 法と正義
 - 法（的なものの考え方）：
予め一般的なルールを定立し、それを公平に適用すること
で物事を画一的に処理しようとする態度
 - 正義（公正）：「等しいものは等しく、等しからざるものは等しからざるよう扱え」という〈形式的正義〉の要請を法が含む
- ・ 形式的正義
 - 個別的・状況的・情緒的な特殊事情を一切捨象して行われる普遍的な（つまり偏りのない）判断こそ、求めるべき公平な判断なのだ、と考える
 - 利点として、「えこひいき」や「ただ乗り」が不当である
 - 他方、人と人との特殊な関係や、自然な情感に基づく思いやり・気づかい・愛情といったものに配慮を払うのは苦手

5

2-3 自由・平等とその前提

- ・ 自由
 - 国家の基本原理に遡れば...
 - 「自律的な権利主体としての個人」が前提
 - 「権利のための闘争」に臨む強い個人
 - 自己責任、市場、契約、「自己決定」重視の傾向に合致
- ・ 平等
 - 「形式的正義」の要請：
「等しきものは等しく、等しからざるものは等しからざるよう扱え」
 - 公平・正義（Gerechtigkeit）：
予め定めたルールに従った画一的な処置
 - えこひいきはしない、ただ乗りは許さない
しかし...

7

2-2 国・自治体の対応

- ・ 国・自治体による対応
 - 基本的な性質において法による対応と同じ。
 - 社会的・経済的弱者を類型化して法的なカテゴリーに仕上げ、それに該当する者に、金銭やサービスの給付。
 - 必要性に関する所与の基準を満たすか否かで申請を審査し、基準を満たせば申請者が誰であれ金銭・現物での一定のサービスを給付するという画一的な処理・対応。
 - 平等な取り扱いという理念が実現され、他者への気兼ねとといった余計な心理的負担から人々は逃れうる一面も。
 - 他方、法的カテゴリーの網にかからない個別的で特殊な人間関係は意識的に考慮から除外されやすい。

かかる匿名化・普遍化されたケアの供給の仕方は、はたして人々がよく生きる上で必要なものを与えるのか。

6

2-4 自由・平等とその前提

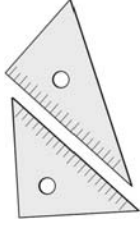
- ・ 自由／自律・自己決定の限界
 - 十分な自己決定能力をもたない場合
⇒弱者保護が必要な場合
 - 自己決定が問題解決をもたらしさない場合
- ・ 平等／正義の限界
 - 画一的処理にまじまない個別・具体的な事情や文脈の無視
 - 情緒的側面特殊な人間関係の維持・形成への無関心
 - 思いやり、気づかいなどを非合理なもののみで排除

自由／平等は法的なものの考え方の基礎
法／正義の限界

8

2-5 法／正義の考え方が苦手とするもの

- 法／正義の特徴
- 法／正義の特徴
- 原理志向：「筋を通すこと」
- 平等・公平・画一的処理
- 自律した個人を前提に



- 法／正義の考え方のもとで考慮されにくいもの

- 感情的・情緒的なもの
- 人と人の関係性の維持・発展
- 思いやり、気づかい、他者への配慮に基づく責任意識
- 一回限りの個別的・具体的事情、特殊文脈的なもの



9

2-6 「ケアの倫理」への注目

● 社会福祉・看護・教育などのケア・ワークに携わる人たち

- 法／正義の考え方に拠りつつも、そうした考え方では対応できない課題に直面
 - 自律した個人を前提にできない
 - 原理・原則を押し通すのでは問題を解決できない
 - 平等・公平・画一的処理が相応しいとは限らない



「ケアの倫理」への注目

「ケアの倫理」とは…

10

3-1 ケアの倫理

- キャロル・ギリガン『もうひとつの声』（1982）
 - キャロル・ギリガン—1936年生まれ。米国ハーバード大学教育学部教授（発達心理学専攻）。
 - 1973年の連邦最高裁ロウ対ウエイド判決で合法化された人工妊娠中絶のデイレンマについての女性の意識調査を実施。他者へのケアと責任を果たそうとする「もうひとつの声」に注目、男性中心の発達心理・倫理に根本的な反省を迫る。

「ハインツのジレンマ」

- 妻は、悪性の病で死の床に。
- 同じ町の薬屋が、妻を救うかも知れない薬を作り出した。価格は2000ドル。
- 夫のハインツは、金を借りようと知人を訪ねるが、半分の1000ドルほどしか集められない。
- 薬屋に薬の値引きか、後払いを頼むが、断られる。
- 彼はやけになっって薬屋の店に押し入り、妻のために薬を盗んだ。彼のこの行為は正しかったのか。

11

3-2-1 男の子ジェイク／『もうひとつの声』

「重い病いにある妻を助けるため、金のないハインツは薬屋に盗みに入るべきか」

ハインツは薬を盗むべきだ。人間の命はお金よりも大事だからね。薬屋はもうけても暮らしはあまりかわらないけど、ハインツは奥さんをあとで取り返すことはできないからね。法律だって間違えることはあるし、裁判官だってハインツの行動を正しいと考えるさ。

ジェイク



12

3-2-2 女の子エイミー / 『もうひとつの声』

「重い病いにある妻を助けるため、金のないハイインツは薬屋に盗みに入るべきか」

ハイインツは盗んじやいけない。でも、奥さんも死なせてはいけないと思うし。盗めばハイインツは監獄に入り、そうしたら奥さんの病気はもつと重くなるかもしれない。ハイインツは人に事情を話して、薬を買うお金を作る何か別の方法を見つければいいと思うわ。

エイミー



13

3-2-3 ジェイクとエイミー / 『もうひとつの声』

ジェイク

道徳的ディレンマは、人間に関する数学の問題のようなもので、方程式を組み立てて解けば、誰もが同じ結論に至る。完全であることを理想として、自分を中心に世界を捉える。

公平・正義・権利



14

エイミー

人に対する思いやりを理想とし、世界を人間関係の物語として捉え、自分自身を世界の中に位置づける。自分が何をしたいかより、他人の願う通りにしてやることで自分の責任だと考える。

関係・思いやり・責任



3-2-4 正義とケア / 『もうひとつの声』

正義

自己の視点から世界をみる
公正・公平・不偏の実現
自立
理性
公平に扱う、分け隔てしない
権利・義務
ルール、原理に基づく判断
普遍的（一般的）
対象からの距離



ケア

世界の中に自己を位置づける
他者とのつながりの形成・維持
依存、支え合い
感情
気づかい、思いやり
責任・応答（responsibility）
具体的状況の中での判断
個別的（特殊的）
専心没頭



15

3-3-1 ケアの倫理の特徴（正義との対比で）

① 道徳への接近方法の違い

- 正義：一般化された他者を想定し、距離を採りつつ、原理や規則に基づく普遍的で、公正で道徳的に正しい判断を求めめる抽象的アプローチを採用。
- ケア：具体的な他者との特殊な関係において、個別・具体的状況の中での自然な感情に基づく倫理的に善い判断を重視する文脈的アプローチを採用。

② 自己についての考え方の違い

- 正義：人の別個性に照準を合わせ、自律的な人格であり、かつ自由な意思主体としての自己とその選択を重視。他者を義務づけるには、基本的に本人の同意が必要だと考える。
- ケア：人のつながりを基礎に自己概念を捉え直し、依存的な（あるいは脆弱な）他者に対する特別の義務・責任を、選択の対象ではなく、むしろ承認されるべき出发点として想定する。

16

3-3-2 ケアの倫理の特徴（正義との対比で）

- ③ 何に優先性を見出すかという点での違い
 - 正義：平等を優先し、付加的な実質的基準の内容でその運用は異なるが、「等しきものは等しく、等しいものは等しい」というように扱う」を旨に画一的な対応を求め、ケア：他者との関係のネットワークの維持や、自分が関係する他者のニーズに応答することに、行為の優先性を見出す。
 - ④ 公私の区分との関連での違い
 - 正義：「公」と「私」を截然と区別し、正義の適用領域を公的な領域に限定。正義は、私的領域には踏み込まない。
 - ケア：初期には、ケアを個人間の関係に限定すべきと説く見解もあったが、次第に、公私の区分を相対化し、公的とされた文脈にまでケアの拡充を図るべきだとの見方が有力になってきている。
- ケアの制度化・政策論的展開へ

4-1 ケアの制度化の諸問題

- ・ 福祉国家
 - 家族など個々人の手に負えない、あるいは負わせるべきでないケアが社会化・制度化される延長線上に成立した一つの成果。
 - 制度化されたケアの一定部分が、今日では専門職の手に、しかし、
- ・ 福祉国家におけるケアの問題点
 - 本来は個別具体的・特殊的・情緒的な人間関係に基づくケアは、元来、普遍化・制度化による画一化にはなじまない。（上述2-2も参照）
 - 財の総量・分配に着目する福祉国家論は、福祉資源を含む希少な財をどのように分配するかに主たる注意を向ける一方、支えらる人との個別具体的な接点で行われるケアというミクロな相互行為には関心が薄い。
 - 福祉国家の財政基盤が危うくなると、制度の綻びが次第に露見。

3-4 ケアの倫理の問題点

- ① ケアの倫理を女性固有の倫理とみる本質主義に堕する危険。ケア役割の女性への押しつけとなるおそれ。
- ② ケア提供者にとって他者のニーズが自明になりがちで、悪しきパターナリズムに陥るおそれ（「介入」をめぐる問題）。
- ③ ケア関係内部で生起する問題（近親者による暴力行為等）に有効に対処できない。ケア提供者自身に対するケアの視点が不十分（ケア・ワーク従事者のバーンアウトの問題等）。
- ④ 身近な人間関係のみにかかわる偏狭主義になる危険。
 - 個別的で特殊な人間関係に埋没するおそれ
 - 情緒的関係を過度に重視するおそれ
 - 不公平、場当たり的な判断・対応を認めるおそれ



ケアの制度化の際の困難

どのように制度化設計するか？ 18

4-2 制度化設計のあり方

- ・ 考えられる様々なオプション
 - ① ケアからの国家の撤退？
 - ケアを諸個人の自発的活動に委ね、国家はそこから手を引く（リバタリアニズムの主張）。
 - ② ケアの“ legalization ”の徹底？
 - 福祉サービスの受け手の多様なニーズに合わせ、国や自治体によるサービス提供の基準を徹底的に法的に細分化する。

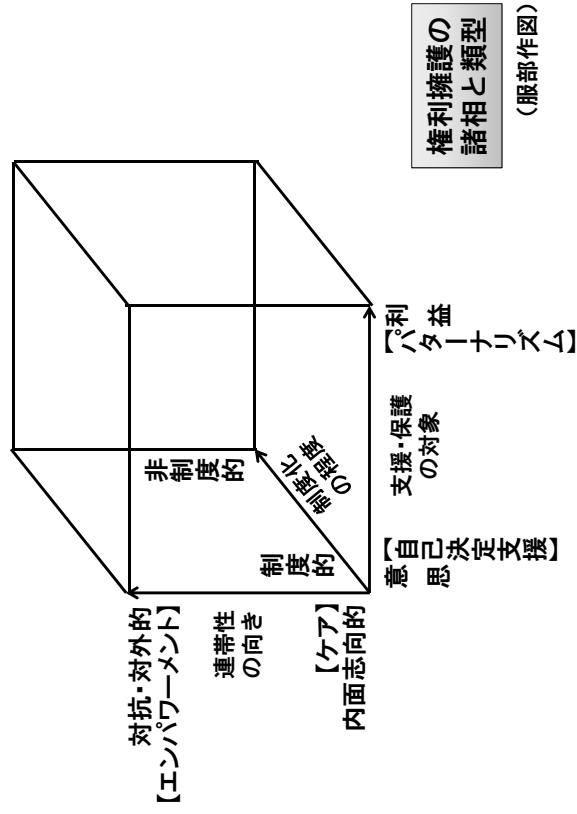
措置制度の見直しから
社会福祉基礎構造改革へ

- ③ ケアのサービス提供への行政による後方支援
 - 地域社会に根ざした支え合いの関係を基本に据えつつ、福祉サービス提供に、措置制度に代わり契約方式を導入、サービス受給者の自己決定による選択を可能にし、福祉専門職による質の高い福祉サービス提供を確保し、それらを法令に基づき行政が財政面も含めて支援（および監督）する体制

4-3 措置制度の見直しから社会福祉基礎構造改革へ

- 措置制度の見直し／介護保険制度
 - 介護保険制度（1997年12月成立、2000年4月施行）
 - ①社会保険方式、②利用者本位の制度、③介護支援サービスの導入、④契約方式の導入、⑤高齢者本人も被保険者に、⑥保険者は区市町村
 - 成年後見制度（1997年12月成立、2000年4月施行）
 - 法定後見制度、任意後見制度の導入
- 社会福祉基礎構造改革
 - 利用者の立場に立った社会福祉制度の構築
 - 障害者福祉サービスにおいて措置制度から利用制度への転換：障害者支援費制度（2003年施行）
 - 地域福祉権利擁護事業（1999年）
 - 福祉サービス利用援助事業（社福法2条3項12号等）
 - 社会福祉事業法の改正・改称（2000年）：「社会福祉法」
 - 地域福祉の推進を努力目標に（社福法4条）

4-4-2 権利擁護の諸相



4-4-1 権利擁護 (advocacy)

- 福祉サービス利用者／市民の権利擁護
 - 自己決定の理念：自己責任の観念を伴う。
 - 自己決定システムへの移行は、高齢者や障害のゆえに十分に自己決定の能力を持たない人たちに、自己責任の名の下で過酷な結果を生じしめる危険性を常に内包。
 - よって、身体的・精神的な制約のゆえに自ら望む決定を実現できない場合には、自己決定を支援する制度とその運用が必要。
 - 成年後見制度、自立支援援助事業（福祉サービス利用援助事業）
- 法令上の根拠に基づく権利擁護制度
- ↓
- 他にも様々な権利擁護制度・活動の諸相
 - 被支援者との連帯性の向き、支援・保護の対象、制度化の程度、等により

4-5-1 専門職の役割

- 福祉にかかわる専門職の役割
 - 専門職
 - 公益に貢献し、重要な公共サービスをもたらす。
 - 抽象的・体系的な専門知識と高度な訓練。
 - 専門職自身が定める自己規制基準（倫理綱領を含む）の存在。
 - 特定の専門職を選定する免許制度の存在（（名称・業務）独占権を持つ専門職もある）。
 - 専門職団体が設置され、これが専門職の基準を定め養成基準を定め、免許制度の手続を執行する。
 - 倫理綱領
 - 専門職の自律的規制の制度的要素として最も重要。専門職が組織する職能団体の多くは、構成員がどのような義務をもつのか、何をしなければならぬのかを定めたルールを持つ。

4-5-2 福祉専門職と法

- ・ 社会福祉の専門職
- ・ 専門職

- **社会福祉士**：社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービス関係者等との連絡及び調整その他の援助を行うこととを業とする者（社会福祉士及び介護福祉士法2条1項）
- **介護福祉士**：介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じて介護に関する指導を行うこととを業とする者（社会福祉士及び介護福祉士法2条2項）

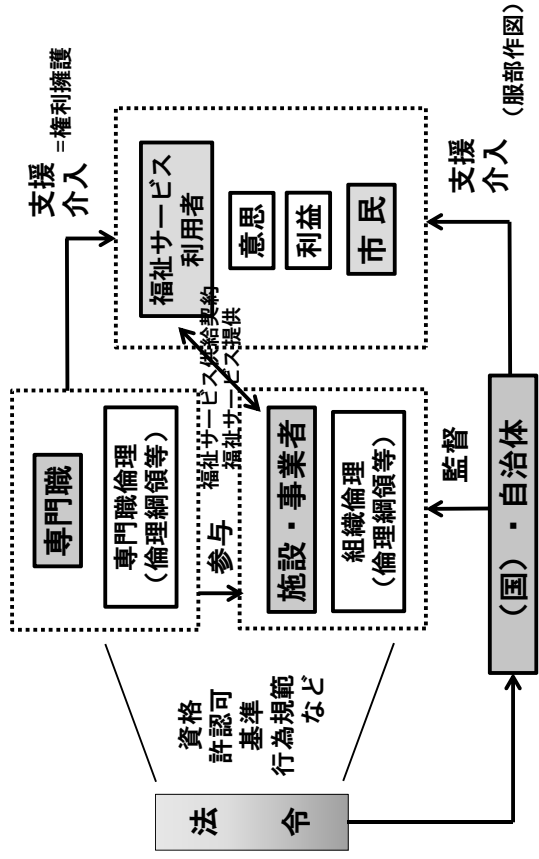
名称独占

他に国家資格としては、精神保健福祉士、保育士

4-5-3 専門職と法・倫理

- ・ 日本社会福祉士会
 - 社会福祉士の倫理綱領（2005年6月3日）
 1. すべての人間を...かけがえのない存在として尊重。
 2. 差別、貧困、抑圧、排除、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を目指す。
 3. 人間の尊厳の尊重と社会正義の実現に貢献する。
 4. 本倫理綱領に対して常に誠実である。
 5. 専門的力量を発揮し、その専門性を高める。
 - 社会福祉士の行動規範
- ・ 日本介護福祉士会
 - 日本介護福祉士会倫理綱領（1995年11月17日）
 1. 利用者本位、自立支援、2. 専門的サービスの提供、3. プライバシーの保護、4. 総合的サービスの提供と積極的な連携、協力、5. 利用者二次の代弁、6. 地域福祉の推進、7. 後継者の育成
 - 日本社会福祉士会倫理基準（行動基準）

4-5-4 専門職と法・倫理



4-5-5 専門職とケア

- 【参考】ドイツ世話法の現況
- ・ 世話人の解任

民法1908b条1項 世話裁判所は、被世話人の事務を処理するその者の適性があるや保障されず、又はその他の重要な解任理由があるとき、世話人を解任しなければならぬ。この重要な理由は、世話人が必要な決算を故意に偽って報告したとき、又は被世話人との必要な個人的なコンタクトをとらなかったときにも存する。[...]

- 下線部分は、第二次世話法改正についての評価報告を受けて、低下していると指摘された世話人と被世話人の個人的コンタクトの状況を改善すること狙いの一つとして行われた「後見法及び世話法改正法」（2011年6月6日施行）により、新規挿入された。

4-6-1 地域福祉の推進

- ・ 地域福祉の重視

社会福祉法4条（地域福祉の推進） 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を営む者は、相互に協力し、福祉サービスを通じて日常生活を営み、社会が与えられた地域社会を構成する一員として分野の活動に参加する機会を確保し、文化その他あらゆる分野の活動に努めなければならない。

― 地域福祉の推進に努めるべき主体として、地域住民、事業者、社会福祉に関与する活動（ボランティア等）を行う者が想定されており、なかでも、従来は事業を実施するにあたって理解と協力を得るべき存在であった地域住民（旧社会福祉事業法第3条の2）に、地域福祉推進の努力義務が課されている。

― 自己決定の価値を尊重にしつつも、その根源にある人間の尊厳性の価値の基底性を認め、そこにく社会連帯>やく支援え合い>の価値を組み込もうとするもの。

29

5 おわりに

- ・ 最低限心がけておくべきこと

一人一人が抱く自尊心の尊重を、福祉に関係するすべての人々が自らの行動原理の基本とすること。

― 人々の自尊心を積極的に育んだり、一旦傷ついた自尊心を回復させたりするのは非常に難しい。しかし、社会福祉のための制度を設計・運用するに際して、人々の自尊心を可能な限り損なわないよう慎重な配慮をすることは、十分に可能ではないか。



31

4-6-2 地域福祉ネットワーク（in 岡山）

- ・ 地域福祉ネットワーク構築

― 地域社会における福祉の中心的担い手として活躍が大いに期待される福祉、医療、法律などの専門職の間で、業種を超えた地域連携、地域ネットワークが形成された地域での社会福祉法がうたうた地域福祉の理念も、そうした地域での業種間のあるいはその担い手相互の連携を強く求める。

異業種間のネットワークの構築としては、2003年2月から実施されている「高齢者・障害者権利擁護ネットワーク懇談会」の活動が注目される。これは、岡山県弁護士会の呼びかけに、県内で活動する司法書士、社会福祉協議会、障害者・高齢者関係機関等が応じて組織されたもので、高齢者・障害者が地域で安心して暮らすことと福祉の連携体制づくりを模索しようとするものである。2ヶ月に1回懇談会を開く他、「高齢者・障害者なんでも相談会」の開催、メンバーリングリストの運営などの活動をしている。
（服部「地域的福祉ネットワークの構築と法」科学研究費補助金「地域的リーガルネットワーク構築に関する総合的研究」報告書（2004年）所収）



第8回回数権利擁護支援フォーラム

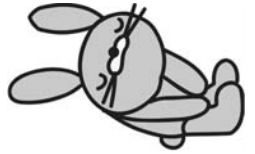
誰のためのケア・何のためのケア

― 専門職と法・倫理―

2016年9月17日（土）

於：ライフパーク倉敷 大ホール

ご清聴ありがとうございました



京都大学法学系教授
服部 高宏
〒606-8501 京都市左京区吉田本町
京都大学大学院法学研究科
電話 075-753-3218（研究室直通）
hattori@law.kyoto-u.ac.jp

パネルディスカッション

「法とケアの協働をめざして」

【コーディネーター】

新見公立短期大学

講師 佐藤 伸隆 氏

【パネリスト】

①あおば中央法律事務所

弁護士 濱田 弘 氏

②ぶどうの家

代表 津田 由起子 氏

③倉敷市福祉援護課

主幹 本城 匡 氏

【オブザーバー】

京都大学 法学系

教授 服部 高宏 氏

新見公立短期大学 地域福祉学科

講師 佐藤伸隆氏

◆プロフィール

社会福祉士。趣味は読書と街ぶら（街を特に目的もなく、ぶらぶらと歩く）、そして先っぽ廻り（岬・分水嶺・水源など）。最近は「聞き書き」にもはまっている。

京都の福祉系大学を卒業後、滋賀県社会福祉協議会に勤務。在職中には小地域福祉活動やふれあいいきいきサロン推進業務のほか、社会福祉従事者研修、社会福祉現場実践研究活動（滋賀県社会福祉学会事務局や『滋賀社会福祉研究』編集）、民間社会福祉事業者経営支援業務、生活福祉資金貸付事業、さらに高齢者や障がい者の権利擁護相談支援等を担当した。

平成 18 年度からは、滋賀女子短期大学（現：滋賀短期大学）で保育者養成に携わる傍ら、京都女子大学や同志社大学、龍谷大学等で非常勤講師を務めた。また、全国保育士養成協議会専門委員、日本地域福祉学会関西ブロック（近畿地域福祉学会）幹事として研究活動にも関わった。

社会的活動としては、京滋地域を中心に大津市社会福祉審議会委員や滋賀県運営適正化委員会委員、高島市成年後見サポートセンター運営委員長、栗東市地域福祉活動計画策定委員長、NPO法人あさがお副理事長、高島市成年後見サポートセンター運営委員長等を務めた。

平成 23 年に滋賀短期大学を退任後、京都女子大学発達教育学部や岡山情報ビジネス学院福祉保育科の非常勤講師を経て、現在は新見公立短期大学地域福祉学科講師として地域福祉論や社会保障概論等を担当する。

社会的活動として、滋賀県の米原市権利擁護センター運営委員長を務めるほか、滋賀県福祉人材センター職場内研修登録講師、京都市保育園連盟実践講座講師、日本放課後児童指導員協会講師として実務者現任研修に、さらには地域住民やボランティア、民生委員児童委員や自治会役員等への研修講師も数多く務めている。

さらに、実務活動として、岡山高齢者障がい者権利擁護ネットワーク、倉敷高齢者障がい者権利擁護ネットワークにも関わる。

主な著書に、『演習 保育と相談援助』（共編著：みらい）、『権利擁護と成年後見制度』（共著：みらい）、『新保育士養成講座 社会福祉』（共著：全社協出版部）、『子どもの福祉と子育て家庭支援』（共著：みらい）、『社会福祉』（共著：あいり出版）、『成年後見制度ハンドブック』（共編著：あさがお）等がある。また、主な論文には「地域福祉権利擁護事業における社会福祉協議会の役割」や「児童館における子育て支援活動についての考察」等がある。

所属学会・団体等は、日本社会福祉学会、日本地域福祉学会、日本子ども家庭福祉学会、岡山県健康福祉学会。所属団体は、NPO法人あさがお会員（権利擁護支援・法人後見）、NPO法人ばんじー会員（同）、NPO岡山高齢者障害者支援ネットワーク会員（同）等である。

さらに、文筆活動として聞き書き人の会（吉備人出版）に加わり、聞き書きの執筆も行っている。著書に「ふだんの暮らしをしあわせに」「太秦ライムライト」「夕陽のあたる坂道」いずれも『聞く、書く。』第 2 号～第 4 号（共著：吉備人出版）、その他「親不知駅にて」『一人ひとりの北陸本線』（共著：北國出版社）等がある。

あおば中央法律事務所

弁護士

濱 田 弘 氏

◆プロフィール

昭和56年7月 鳥取県米子市にて出生
平成12年3月 鳥取県立米子東高校卒業
平成16年3月 京都大学法学部卒業
平成19年9月 岡山弁護士会へ登録
平成22年9月 島田恭子弁護士と共同して、
あおば中央法律事務所を開設

<趣味>

学生時代から続けているバスケットボール（現在も、岡山弁護士会バスケットボール部にて、
一か月に一度の頻度で練習を継続）

〒710-0055 岡山県倉敷市阿知3丁目3番1号 大橋ビル3階

弁護士法人 あおば中央法律事務所

弁護士 濱 田 弘

平成19年9月 岡山弁護士会へ登録

平成22年9月 あおば中央法律事務所設立

公益財団法人リーガルエイド岡山理事，NPO 法人岡山高齢者・障害者支援ネットワーク監事，岡山弁護士会高齢者・障がい者支援委員会委員，倉敷市高齢者・障がい者権利擁護支援ネットワーク会議アドバイザー

1. 成年後見人の死後事務の法的根拠

原則：成年被後見人の死亡により，成年後見は終了する。

よって，本人の死後事務については，成年後見人はなんらの権限も義務もない。

死後事務

- ①遺体の引取り，②入院費用等の清算，③葬儀，④入所施設等の居室の明渡など

相続人から別途死後事務に関する委任を受けられればよいが，そうではない場合，関係各所からの信頼と期待にどう応えるか。

- ・法定後見終了の際に準用される委任契約終了後において急迫の事情があるときに発生する応急処分義務（民法874条，民法654条）
- ・事務管理（民法697条）

2. 成年被後見人の作成した自筆証書遺言

民法第九百六十八条

- 1 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。
- 2 自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

たとえば、①パソコンのワープロソフトを利用した場合、②氏名を
ゴム印にて記名した場合、③「平成28年9月吉日」、④押印されて
いない場合、⑤夫婦連名で作成されている場合、⑥加除訂正印が押
印されていない場合

遺言書が無効になってしまう可能性

成年後見人就任後に、無効な遺言書を発見してしまった場合にどう
すべきか。

成年後見人として、新たな遺言書を作成することができるか。仮に
相続人が被後見人を虐待していたケースを想定した場合にどうか。

ぶどうの家

代表

津 田 由 起 子 氏

◆プロフィール

7年間医療ソーシャルワーカーとして勤務した後、1996年倉敷市船穂町にミニ介護ホームぶどうの家を立ち上げる。現在は、介護保険事業では、小規模多機能ホーム、グループホーム、訪問介護、定期巡回随時対応型訪問介護、訪問看護、住まいとしてサービス付き高齢者向け住宅を運営している。また、地域の集いの場として食事処（茶々遊亭）、世代間交流のきっかけとして駄菓子屋（菓々子）、地域の買い物難民対策としてお買い物支援なども行っている。

全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会理事
岡山県小規模多機能型居宅介護事業者連絡会世話人代表

<趣味>

ウクレレ始めました。悪戦苦闘中。



ぶどうの家



津田 由起子

「誰のためのケア・何のためのケア」
～専門職と法・倫理～

第8回倉敷権利擁護支援フォーラム

はじめたきっかけ

■平成8年(1996年)10月

岡山県船穂町に民家を借りてデイサービスをスタート

■目指していたもの

- ・在宅の人であれば、年齢・障害、認知症などにかかわらず、受け入れる
- ・家族の状況に合わせて時間延長など柔軟な対応
- ・いつでも利用できる(土日祝、年中無休)

制度に無いけど必要ならやろう

制度のハザマの人たちとの出会い

重度の認知症

60歳以下の中途障害

ケアする側の都合で利用者主体のケアになっていない

期限がきたから退院をと言うけど受け入れる家の体制は？仕事は？

皆並べて食事・入浴こんなケアを自分たちは受けたいだろうか？

介護保険前

■思いがあってはじめてものの現実は・・・

一日の利用3,000円

人(スタッフ、利用者)がいない、

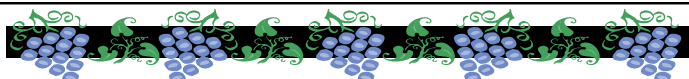
お金がない



「旅館業、食堂、公衆浴場の営業許可は取っているのか！」

あれから約20年 時代がついてきた！ 日陰から日向に？

- 介護保険に向けて、NPOや有限会社の参入も出来るように声をあげた
- 介護保険が始まり、法人格があれば事業所になれた
- 制度に乗ることで運営は軌道に乗った
- しかし、そのために不自由さもできた。
 デイサービスの事業所に利用者を泊めることができない



ぶどうの家(岡山県倉敷市)H27年

■小規模多機能型居宅介護+グループホーム

小規模多機能型居宅介護

登録者24名(船穂)・25名(真備)

通い定員12名 宿泊定員4名

グループホーム

入居定員5名

■サービス付き高齢者住宅

居室数26戸

■訪問介護

■定期巡回随時対応型訪問介護

■訪問看護



福祉の街づくり条例は 住む人のためか？

- 廊下幅は120cm以上
狭い廊下だから歩ける老人が多い施設は？
- 段差は2cm以下
上がりかまちがあるから玄関と理解できて靴を脱ぐ認知症老人の
多い施設は？
- トイレの中で車椅子が回転できるスペースを確保
広すぎるトイレにとまどい用を足せないお年寄りの多い施設は？



「ぶどうの家」のこだわり

在宅にこだわる

目の前のその人を支える

自分たちの都合で投げ出さない

どんなふうに住らしたいのか一緒に考える



本人の言葉や態度は本当に意思表示なのか？

- 「施設に入ります。」
 - 本人が望む暮らしならそれでよい。
安全安心な暮らしができる
 - なぜ？本当の想いは？そこに思いを馳せる
 - 息子に迷惑をかけたくない？
 - 周囲の人に強く言われた？
 - 本当は家で最期までいたいけど仕方なく？
- 本当の意思是「家にいるために支えてくれる人物仕組みがほしい」

本人の言葉や態度は本当に意思表示なのか？

- 「風呂に入りません」
 - 本人が入りたくないならそれを尊重する
 - 強制的に無理にでも入浴させる
 - なぜ入りたくないと言うのか思いを馳せる
 - 寒い？恥ずかしい？水が怖い？風呂の意味がわからない？
 - この時間が嫌？温泉ならいい？入浴の習慣は？
- 本当の意思是「薄暗い小さなお風呂にそっと入らせて」
- 理念:どんな風に暮らしたいのか一緒に考える

大切なのはサービス提供者の価値観ではない

- こんな汚い部屋で生活したらダメ何とかしてあげたい
→きれいに掃除する→本人が一人で暮らせない
- 汚くてもさみしくてもこの暮らしを本人が望んでいる
→必要最低限の支援・本人の力を奪わない支援・本人の力を見極め信じる支援

- 理念:在宅にこだわる



「ここで暮らす！」

みんな平等にとは？

- 食欲が低下して、しんどいAさんが「刺身なら食べられるかも・・・」

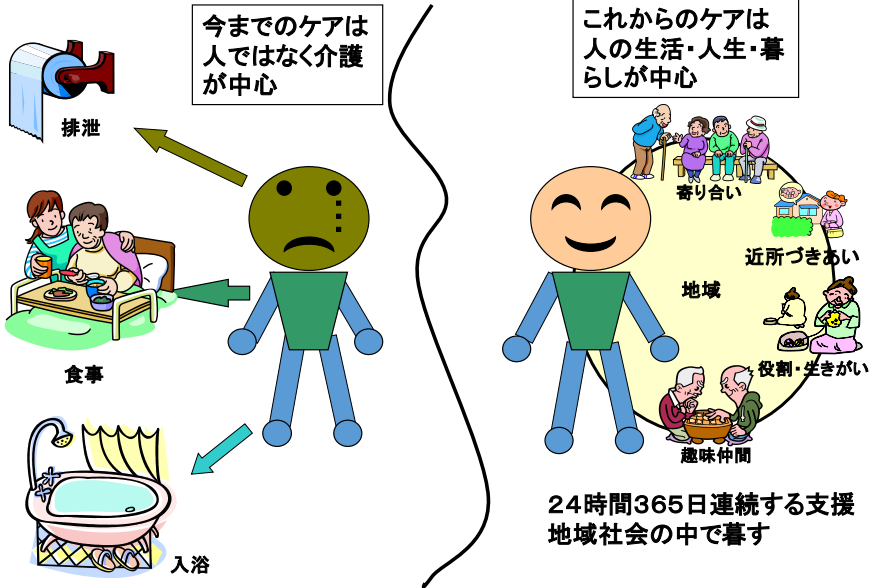
→刺身を買ってきて食べてもらう

→Aさんだけ特別なのはおかしいからそれはダメ

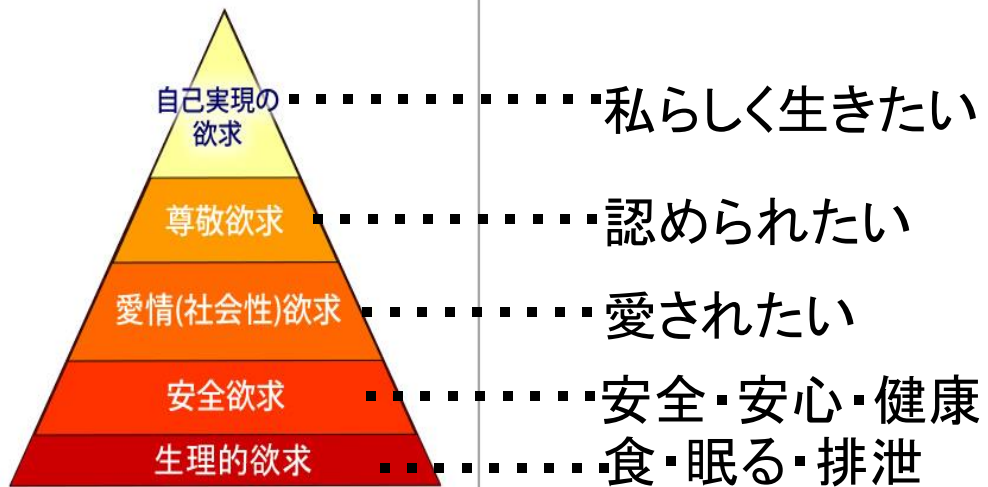
今日はAさんに必要なことをするBさんCさんにも必要なときにはする。
全員に特別だからみんなに平等。

- 理念:目の前のその人を支える

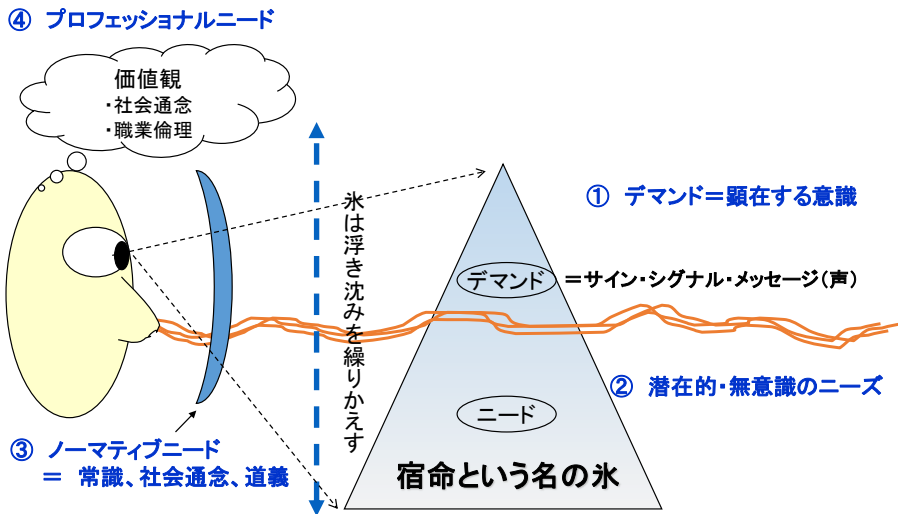
欠損部分の補填という支援から「人と暮らしの支援」へ



マズローの欲求階層説



ニーズとデマンド 4つの折り合いをつけながらの支援



(作成: 日本認知症グループホーム協会 岩尾貢氏)

思いを馳せる←→独りよがり

- 独りよがりを予防する為に専門性を高める。

事業者が職業倫理を持つ

利用者がかしこくなる

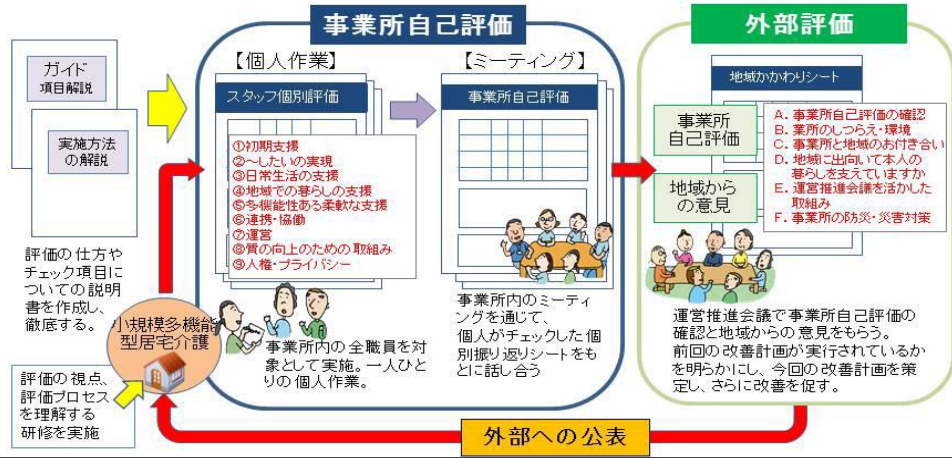
地域が事業所を育てる

お互いに物申せる関係を作る

地域密着サービスの運営推進会議やサービス評価を活用しよう

【この評価のポイント】

- ◆スタッフ全員が自らを振り返り、自己評価を行うこと(スタッフ個別評価)
 - ◆スタッフ個別評価をもとに、事業所全体で振り返り、話し合い、共有すること(事業所自己評価)
 - ◆運営推進会議で、事業所自己評価の結果を報告し、かつ、地域からの意見をいただき、運営に反映させること
 - ◆自己評価及び運営推進会議による外部評価を毎年繰り返しながら、質の向上を図っていくこと
- ⇒評価をスタッフ全員で行い、話し合うことでチーム作りになり、小規模多機能型居宅介護とは何かの確認になる
⇒地域の方々の事業所に対する理解が進む
⇒外部評価を行う運営推進会議に行政や地域包括支援センターが参加することで、理解が促進される



(参考) 小規模多機能型居宅介護の地域交流スペースを活用した「駄菓子屋」(倉敷市船橋町)

- 小規模多機能型居宅介護を運営する事業所が、地域貢献の一環として地域交流スペースで駄菓子屋「菓々子(かかし)」をオープン。駄菓子約400品目をそろえ、平日の昼間に開店。子どもたち(1日約30人)が入りし、事業所の高齢者とのふれあいが始まっている。子どもに連れられ地域の大人も入りし楽しむ。
- このスペースでは、「気軽に集まれる場所が欲しい」という地域の声や運営推進会議での意見を踏まえ、「自分達も、お世話になっている地域に貢献したい」と利用者の家族会代表が発起人となり、月2回バイキング形式の食堂(茶々遊亭(ちゃーちゃーゆうてい))も実施。旬のものを取り入れた「おぼんざい」をメインにした家庭料理が500円で楽しめる。利用者の家族等もリフレッシュも兼ねて利用。オレンジリング持参で食事代が無料となる仕掛けを取り入れ「地域の福祉に関心の高い人たちが繋がる拠点になれば」と、地域にアピールしている。

地域交流スペースの外観



駄菓子を選ぶ子どもたち



茶々遊亭での食事



倉敷市 福祉援護課

主 幹 本 城 匡 氏

◆プロフィール

平成 7年4月 倉敷市採用
保健福祉局福祉部障害福祉課主事
平成13年4月 競艇事業局競艇管理課主事
平成17年4月 総務局財務部納税課主事
平成18年4月 総務局税務部納税課主事
平成21年4月 市民局税務部納税課主任
平成22年4月 保健福祉局福祉部高齢福祉課主任
平成27年4月 保健福祉局社会福祉部福祉援護課主幹 現職

※ 福祉に関する資格は取得していない

<趣味>

ゴルフ

興味関心を持ったことはとりあえずやってみる性格です。
自転車通勤をはじめて、最近は自転車にハマりつつあります。

法とケアの協働をめざして

倉敷市役所 保健福祉局 社会福祉部
福祉援護課 本城 匡

行政職員の立場から

行政

⇒ 法の定めに従った責務

行政に求められる責任

⇒ 説明責任 結果責任

不作為に対する責任

行政職員の立場から

公務員（行政職員）

= 全体の奉仕者

⇒ 社会が求める“正義”

社会的「正しさ」

を考えることが基本

福祉の現場では・・・

個々のケースで適切に対応することが求められる。

⇒ 福祉的「正しさ」

法・ケア・福祉・権利擁護

⇒ 「あたりまえ」の支援

「あたりまえ」の支援

誰にとっての
「あたりまえ」？

社会が加速度的に変化・・・

「あたりまえ」の姿
も変わってきている？

社会の変化に対応できない人は？

「正しい」選択ができない人

自分で選べない（決められない）人

要援護者支援の現状

福祉や介護の現場では・・・

様々なサービスはもちろん
利用者への直接的支援や
総合的な相談支援を民間が担う

⇒ 行政職員と住民との
直接的な接触の機会が減少

要援護者支援の現状

権利擁護支援を必要とする方面一面的な公的支援に留まらず、むしろインフォーマルな支援を必要としており、様々な支援者が連携協力しながら支援していくことが求められる。

要援護者支援の現状

支援困難ケースにおいては…行政の責務による判断が必要となる一方で、多くの場合で法に明確な定めのない福祉的な支援を必要としている。

行政担当者としての葛藤

セルフネグレクト等の支援困難
ケースや、虐待の疑われるケース等

⇒ 自ら正確に意志を伝えられない
人や、支援を求めない（求める
ことができない）人、一般的に
「正しい」選択をしない人を
どのように支援していくのか？

行政担当者としての葛藤

本人のニーズを考えながら
「支援」と「介入」を検討

⇒ 行政としてどこまで
“踏み込む”かの判断
が問われる。

行政担当者としての葛藤

法的な対応で積極的に「介入」することが、必ずしも本人にとって「良い」結果となることが期待できるとは限らないし、かといって福祉的に「支援」しては状況の改善が見込めない場合も・・・。

「積極的介入」？「積極的支援」？

行政担当者としての葛藤

“最悪”のシナリオを考えたとき・・・

⇒ 行政として
法に基づく「介入」を判断

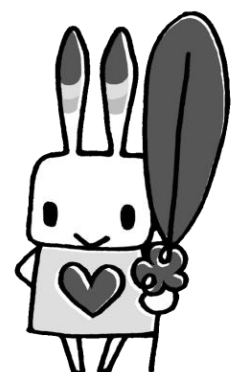
あらゆる「支援」の手をつくした上で「介入やむなし」と判断した場合でも・・・

支援困難ケースでは

- 養護者が何らかの困難（障がいや疾病等）を抱えている場合
 - 世帯として課題（経済的困窮等）のある場合
- ⇒ 養護者や家族への支援を必要
根本的な解決のための
「介入」と「支援」

成年後見等市長申立てでは

- 成年後見制度は本来、本人の権利財産を保護するための制度
- ⇒ 適切に利用されなければ、逆に本人の権利を奪うことに・・・
- “誰のため”の「後見」なのか
＝ 誰が困っているのか





倉敷市社会福祉協議会のフェイスブック
始めました！

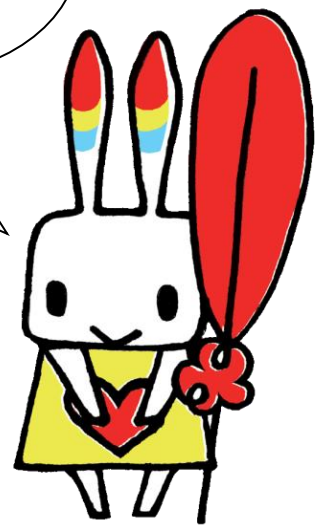
今回のフォーラムなど、行事のお知らせや社協の活動の
様子を掲載しています。
ぜひ、ご覧ください。



倉敷社協FBはこちら →



皆さんの「いいね！」お待ちしております！



社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会